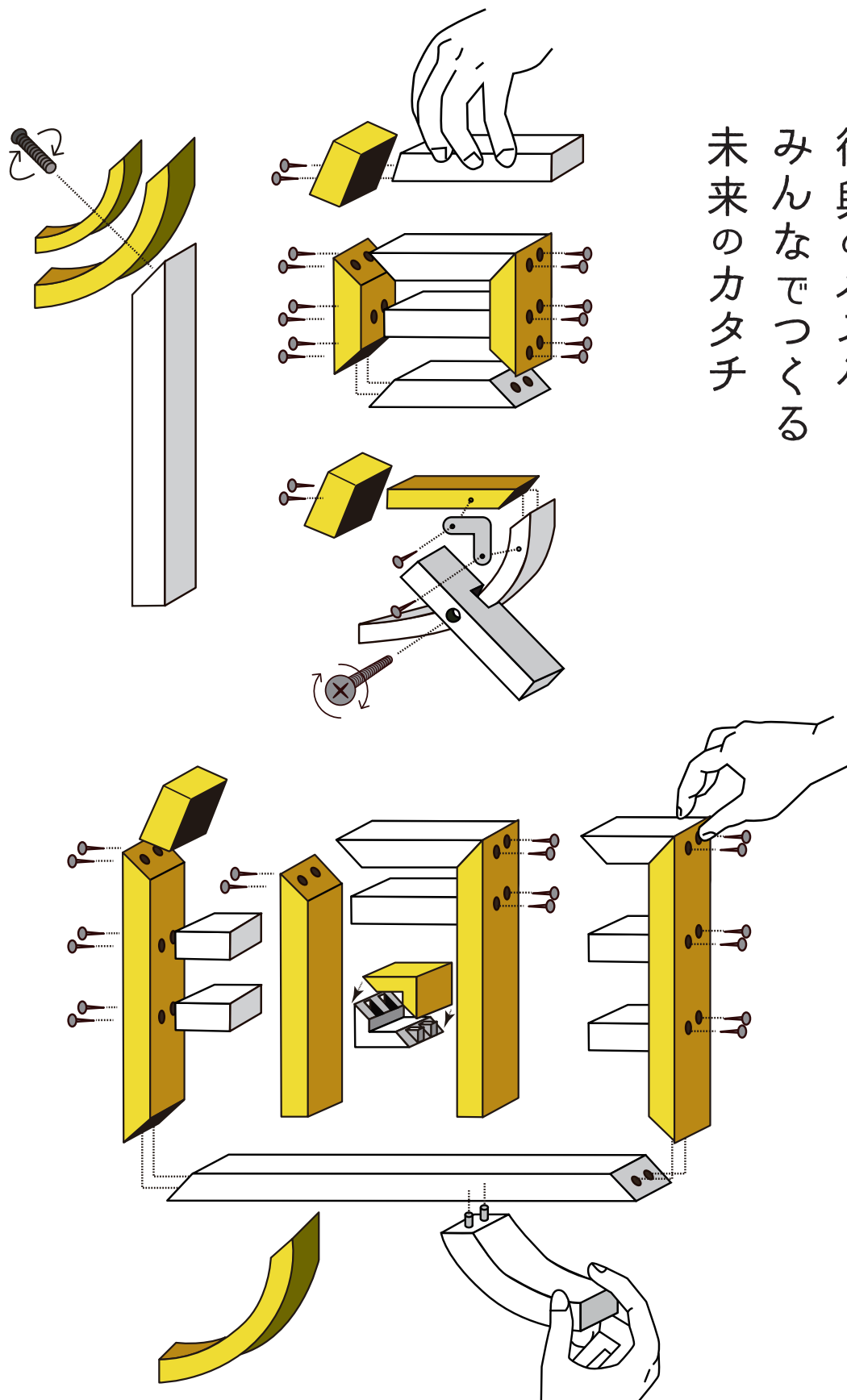


西予市復興まちづくり計画 (概要版)



第1章 はじめに

計画策定の趣旨

平成 30 年 7 月豪雨により、かつてないほどの河川氾濫や土砂災害などが発生し、尊い生命が奪い去られるとともに、市民の住まいや仕事、道路や河川、ライフラインなどが甚大な被害を受け、今もなお、市民の生活に大きな影響を与えています。

それぞれの地域や生活状況等によって様々な被災状況に置かれている中で、市民の住まい、暮らし、日常を早急に取り戻す復旧作業を迅速に進めるとともに、あらゆる災害から市民の生命と財産を守る、安心・安全なまちの形成やさらなる魅力を高めるまちづくりを図り、中長期的な視点で復興への道を歩まなければなりません。これらのまちづくりを進めていくためには、被災された方々の意向等を踏まえつつ、市民一人ひとりが今回の災害を自分事としてとらえ、“オール西予”で取り組むことが重要になります。

復旧・復興の実現には、様々な課題がありますが、これから目指すべきまちの姿を明らかにすることで、市民と行政が共通認識を持って、まちづくりに取り組むための指針となるものとして「西予市復興まちづくり計画」（以下、「復興まちづくり計画」という。）を策定します。

計画の役割と位置づけ

■計画の役割

復興まちづくり計画は、「西予市復興まちづくり計画基本方針」（平成 30 年 10 月 1 日）で掲げた「基本理念」や「計画の基本施策」を基軸として、復興まちづくりの推進に向けた、具体的な取組や施策、事業を示す計画となります。

また、個別の施策や事業に関しては、市全体の長期的なまちづくりの方向性を示す「第 2 次西予市総合計画」などの上位計画や他の関連計画との整合性に配慮しながら推進していきます。

■計画の期間

復興まちづくり計画の計画期間は、2019 年度から 2024 年度の 6 年間とします。

2019 年度（平成 31 年度）～2021 年度
（短期計画期間）

2019 年度（平成 31 年度）～2024 年度
（中長期計画期間）

インフラ整備
住宅再建
各公共施設整備 等

治山事業
河川改修 等

第2章 災害の概要

平成 30 年 7 月豪雨は、これまでに経験のない記録的な大雨となり、本市では、人的被害として 6 名の尊い生命が失われるとともに、1,367 件の建物被害が発生しました。特に、野村町野村地区では、市全体のり災証明交付件数の約 7 割を占める建物被害が発生するなど、甚大な人的・物的被害が発生しました。

①人的被害（死者数） … 6 名（野村町 5 名、三瓶町 1 名（関連死））

②建物被害（り災証明交付件数） 平成 31 年 2 月 28 日時点

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
市全体	303件	152件	393件	519件	1,367件

③避難者数 … ピーク時 954 人（7 日 12 時）、22 箇所の避難所開設

④分野別の概算被害金額 … 1,261 件 6,311 百万円

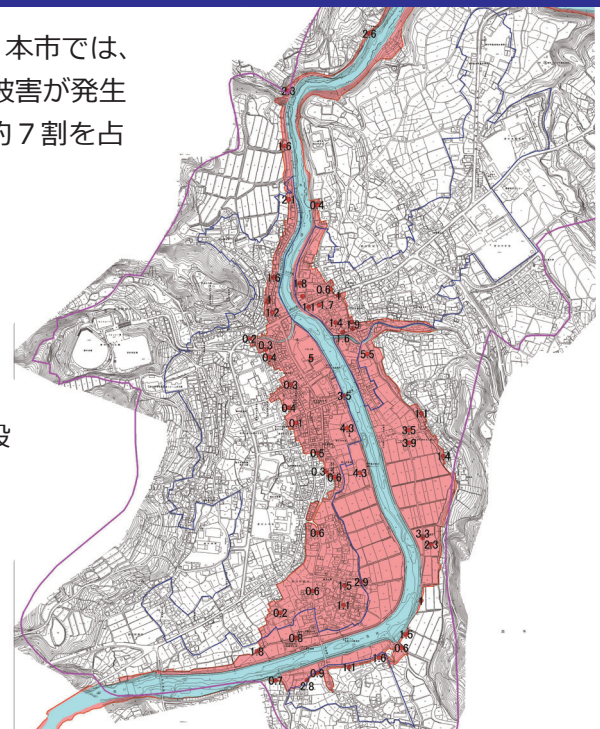
⑤公共施設等の被害状況 … 43 件 3,655 百万円



明浜町宮野浦（国道 378 号）



野村町野村（乙亥会館）



野村地区の浸水区域
● 想定浸水区域
● 想定浸水深
出典：平成 30 年 7 月豪雨からのまちの復興・復興に向けた被災状況等調査（国土交通省）

第3章 復興に向けた基本的な考え方

復興の基本理念等

西予市の復興まちづくりを進めていく上で、3つの基本理念（復興への概念）、目標、5つの基本施策を掲げ、市民の生活・暮らし等の復興へ向け、着実な推進を図ります。

一っ 寄り添い支え合う

被災したことによる不安や落胆は計り知れないものです。それらを払しょくするには、しばらくの時間がかかることでしょう。だからこそ、人と人が寄り添うこと、支え合うことが、これからの一步を踏み出せる勇気となるのではないのでしょうか。「寄り添い支え合い」ながら復興を推進します。

一っ 一人の100歩より100人の一歩

復興もまちづくりと一緒に、一人の強力なリーダーだけが、一つのグループだけが進めても上手くいくことはありません。市民、行政、専門家、ボランティア、学生等々、多様な主体が複合的に連携して進めることに意義があるように思うのです。「復興に関わることに価値がある」というような思いで、「みんなが手を取り合って歩んでいく」復興を目指します。

一っ 何ができるか考える

行政が、すべての要望に対応することは難しいのが現実です。また、復興に関する多くの支援策は国の方策であり、国が示す基準により支援することになり、対応しきれないことも事実です。それは、地域の支え合いや互助・共助によるコミュニティで対応できる場合もあれば、行政が新たな支援策を提案していくことも必要になります。それぞれの立場で「何ができるのか」を考えていく姿勢で推進します。

『 復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ 』

平成30年7月豪雨で多くの市民が被災し、現在、様々な被害の状況下で生活が営まれています。また、人だけではなく、まち自体も大きな被害を被っており、復旧・復興に向けて様々な取組が進められています。

地域によって異なる被害の状況であったり、復旧・復興に向けた一人ひとりのチカラを“パズル”のピースととらえ、市民や事業者、ボランティア、大学、行政等のみんなで協力しながら、パズルのピースを組み合わせることで、“未来のカタチ”（復興）を目指していくものとします。

1. 安心で安全なまちの再建

「安全である」ということが暮らしの根底になければなりません。今後も、市民生活が脅かされる規模の災害が起こる可能性は十分にありうることを受け止め、同じ被害を繰り返さないための河川整備や治山事業などによる安全対策や、住民自治組織等の役割の明確化などが重要です。

2. 日常の暮らしの再建

物事を前向きに考えていくためには、日常の暮らしを取り戻すことから始まります。生活再建のためには住宅、福祉、医療、教育、雇用、コミュニティなど総合的な支援が必要です。行政内部では、情報を共有し連携した支援を行うことが重要です。

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

仕事があることは生きがいでもあり、地域の活力にもつながります。大きな被害を受けた商工業、農業、林業など、あらゆる分野における産業の復興に向けて、支援体制を整え、地域経済の活力を早期に取り戻せるようにすることが重要です。

4. インフラ環境、まちなみの整備

安心して暮らしていくための基盤として、土砂の撤去や家屋の解体など被災した地域環境を早期に整備すること、上下水道の復旧や市道・農道の復旧整備といったインフラ環境が整うことが重要です。また、災害公営住宅等の整備といった住環境を整備することが大切です。

5. 子育てや教育環境の再建

元をたどればすべての根源は教育にあると言えます。次の時代を担う子どもたちに、今回の災害を教訓として、経験を踏まえた防災教育を推進することが大切です。また、野村保育所、明浜中学校、乙亥会館をはじめとする社会体育施設、公民館などの教育関連施設も甚大な被害を受けたことにより、今後の子育てや学校・社会教育の在り方を踏まえ、早急な施設整備を推進することが重要です。

第3章 復興に向けた基本的な考え方

施策体系

下記の施策体系に基づき、計画的な復興まちづくりを推進します。

1. 安心で安全なまちの再建

1-1 治水・治山対策等の推進

- 1-1-① 野村ダム洪水調節機能の向上・下流部の河川改修
- 1-1-② 中小河川対策
- 1-1-③ 土砂災害対策
- 1-1-④ 災害に強い森林づくり
- 1-1-⑤ 復旧事業の推進における配慮事項
- 1-1-⑥ 南海トラフ地震への備え

1-2 確実な避難に向けた対策の推進

- 1-2-① 情報伝達体制の強化
- 1-2-② 安全な避難路・避難場所の整備・充実
- 1-2-③ 安心な避難所運営の強化
- 1-2-④ 関係機関との連携による取組

1-3 市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上

- 1-3-① 避難行動・意識の高揚と災害対応力の向上
- 1-3-② 市の防災体制の強化

2. 日常の暮らしの再建

2-1 被災者支援

- 2-1-① 被災者支援対策の推進
- 2-1-② 避難指示発令区域の被災者支援
- 2-1-③ こころと体のケア

2-2 住まいの確保・再建の支援

- 2-2-① 応急仮設住宅の適正な維持管理等
- 2-2-② 住まいの確保・再建

2-3 地域コミュニティの再構築・育成

- 2-3-① 地域コミュニティの再構築・育成
- 2-3-② 集会所等の復旧

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

3-1 農林水産業の再生

- 3-1-① 農林水産業の再生

3-2 商工業の再生

- 3-2-① 商工業の再生

3-3 観光の再生

- 3-3-① 観光の再生

4. インフラ環境、まちなみの整備

4-1 生活インフラの整備

- 4-1-① 道路網の復旧・整備
- 4-1-② ライフラインの復旧・整備
- 4-1-③ 公共交通網の復旧・整備

4-2 まちなみの整備

- 4-2-① まちなみの整備
- 4-2-② 野村地区の再整備

5. 子育てや教育環境の再建

5-1 教育施設等の再建

- 5-1-① 学校、児童福祉施設等の復旧・整備
- 5-1-② 子どもたちへの支援
- 5-1-③ 社会教育施設等の復旧・整備

5-2 防災教育の推進

- 5-2-① 学校における防災教育の充実
- 5-2-② 社会教育における防災意識高揚と災害対応力の向上

5-3 災害の記録と記憶の継承

- 5-3-① 災害の記録と記憶の伝承
- 5-3-② ソフト事業の推進

1. 安心で安全なまちの再建

1-1 治水・治山対策等の推進

関係機関と連携を図りながら、被災した箇所の復旧工事を進め、市民の日常生活を早期に取り戻します。

あらゆる災害から市民の生命と財産を守ることを目指し、災害の発生抑制に資する治水・治山対策等の推進を図ります。なお、ハード整備によって、すべての災害を防ぐことは困難であることの認識のもと、ソフト対策と一体的な推進を図ることとします。

1-1-① 野村ダム洪水調節機能の向上・下流部の河川改修

- 野村ダム操作規則見直しの促進
- 野村ダムにおける洪水調節機能向上の促進
- 野村ダム下流河川の流下能力向上の促進
- 肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修の促進

1-1-② 中小河川対策

- 被災した県管理河川等の復旧及び治水機能強化の促進
- 被災した市管理河川等の復旧及び治水機能強化の推進

1-1-③ 土砂災害対策

- 治山事業の促進
- 砂防事業の促進
- がけ崩れ防災対策事業の推進

1-1-④ 災害に強い森林づくり

- 災害に強い森林づくりの推進
- 里山の適正管理の推進

1-1-⑤ 復旧事業の推進における配慮事項

- 公共工事における自然環境等への配慮
- 計画的な復旧工事の推進
- 恒常的な残土処理場（土捨場）の確保
- ソフト対策の啓発

1-1-⑥ 南海トラフ地震への備え

- 南海トラフ地震対策の推進
- 南海トラフ地震事前復興共同研究の推進

1-2 確実な避難に向けた対策の推進

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」の検討結果や、「避難行動アンケート調査」の結果を踏まえ、より効果的な情報発信や市民の避難行動を強く促すための取組を進めます。

また、市民の確実な避難を促すために、より安全な避難路・避難場所・避難所の確保と避難所運営の充実を図ります。

1-2-① 情報伝達体制の強化

- 防災情報発信方法の見直し
- 野村ダムの情報提供等の強化
- ダム放流情報を考慮した避難情報発令基準の見直し
- 地域情報ネットワーク構築の推進
- 多様な情報伝達手段の検討と導入
- 防災行政無線の個別受信機の設置・拡充

1-2-② 安全な避難路・避難場所の整備・充実

- 安全な避難路の整備・充実
- 安全な避難場所の整備・充実
- 避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定及び支援体制整備の推進

1-2-③ 安心な避難所運営の強化

- 避難所の安全性の確認
- 避難所の運営体制の強化
- 避難所の環境整備
- 避難所運営マニュアルの見直し
- 避難所運営に関する研修や実地訓練の実施

1-2-④ 関係機関との連携による取組

- 国土交通省による早期復旧・復興のためのまち・住まいの調査等の結果の活用
- ・平成30年7月豪雨の際の避難行動に関するアンケート調査
- ・住宅再建意向調査
- ・西予市復興まちづくり計画 市民意向調査

1-3 市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上

ハード整備によって、すべての災害から人命・財産等を守ることが困難との認識のもと、確実な避難の実現に向け、ハザードマップの改定やタイムライン（防災行動計画）の作成などを通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。

1-3-① 避難行動・意識の高揚と災害対応力の向上

- 災害種別毎のリスク検証
- ハザードマップの改定（愛媛県によるダム下流区間（野村地区）の水位周知河川への指定により作成される浸水想定区域図に基づいた肱川洪水浸水想定区域の追加）
- 避難訓練等の実施
- 自主防災組織の育成・強化
- 市民参画によるタイムライン（防災行動計画）の作成

1-3-② 市の防災体制の強化

- 西予市地域防災計画の見直し
- 職員の防災能力の向上
- 消防団の機能強化
- 消防署（常備消防）の機能強化
- 119番受信体制の消防広域連携の検討（共同運用）

2. 日常の暮らしの再建

2-1 被災者支援

被災者一人ひとりの復旧・復興に向けた歩みを着実に進めていくため、多様な被災者支援対策を推進します。行政や地域ささえあいセンターなどによる市民との対話を大切にし、市民に寄り添った支援に努めます。

2-1-① 被災者支援対策の推進

- り災証明の受付・交付
- 税金の減免の受付・納付期限の延長
- 各種証明書の交付手数料の免除
- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者生活再建緊急支援金の支給
- 災害見舞金の支給
- 義援金の受付・分配
- 寄付金の受付（ふるさと納税）
- 災害援護資金の貸付
- 被災者タクシー利用補助事業
- 介護保険料及び介護サービス利用料の減免
- 被災届出証明書の受付・交付
- 国民健康保険被保険者に係る医療費の一部負担金の免除
- 後期高齢者医療保険被保険者に係る医療費の一部負担金の免除

- 後期高齢者医療保険料の減免
- 水道料金、下水道使用料等の減免
- 地域ささえあいセンター運営事業の推進（総合的な相談と関係機関等との連携による適切な支援）
- 復旧・復興相談窓口の開設
- 支援制度の周知

2-1-② 避難指示発令区域の被災者支援

- 避難指示の早期解除
- 避難指示発令区域内の被災者等への支援
- 避難指示解除後の支援

2-1-③ こころと体のケア

- 地域ささえあいセンター運営事業の推進（傾聴や相談、健康促進のための交流、情報交換の場の提供）
- こころと体の健康相談の推進

2-2 住まいの確保・再建の支援

応急仮設住宅の適切な確保、整備及び維持管理を図ります。

住民との合意形成を図りながら、早期の被災住宅の再建（修繕、建替等）の支援に努めるとともに、住宅移転を求められる被災者のために、安心・安全な住宅移転地の確保・整備に取り組めます。

自力での住宅再建が困難な被災者のために、災害公営住宅等の整備に取り組めます。

2-2-① 応急仮設住宅の適正な維持管理等

- 建設型応急仮設住宅の整備及び維持管理
- 借上型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の確保
- 市営住宅等の提供

2-2-② 住まいの確保・再建

- 住宅復興計画の検討
- 住宅移転地の確保・整備の推進
- 災害公営住宅等の整備の推進
- 空き家・空き地を活用した住宅再建の推進
- 被災住宅の応急修理の推進
- 災害ごみ・土砂の受入の推進
- 被災家屋の公費解体等の推進

2-3 地域コミュニティの再構築・育成

災害時における初動において、一番機能するのは互助・共助だといわれています。その関係性は、普段からの日常の暮らしに起因するものではないでしょうか。

私たちは、となり近所、集落内、旧小学校区内、旧町内、さらには西予市全体といった様々なコミュニティを暮らしの中で上手く使い分けています。今回の災害では、それぞれの地域によって、その種別や規模に特性がありましたが、西予市全体を一つのコミュニティととらえた共助がこれまで以上に必要だったということがいえます。今後は、市民一人ひとりが安心して生活を送ることができるためにも、さらなるコミュニティ（心のライフライン）の育成に努めていきます。

また、今回の災害においては、市外から多くの方々がボランティア等として来市されました。この方々とのつながりを大切にした交流機会を創出し、地域活性化に向けて取り組めます。

2-3-① 地域コミュニティの再構築・育成

- 地域コミュニティ組織の再構築
- 新たな住宅団地等におけるコミュニティ組織のあり方の検討
- 市内各地域間の交流機会の創出
- ボランティア等で来市された方々とのつながりを継続させる取組の検討

2-3-② 集会所等の復旧

- 被災した集会所等の復旧
- 野村老人憩いの家及び野村高齢者工芸館の除却を含めた対応方針の検討

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

3-1 農林水産業の再生

生活の再建には、働く場所の再建が重要となることから、本市の基幹産業の一つである農林水産業の再建に向け、被災した農地や農林水産業施設の早期復旧や、農林漁業者の経営支援に努めます。

3-1-① 農林水産業の再生

- 農地・農業用施設復旧事業の推進
- 危険ため池における安全対策及びため池の適正な維持管理の推進
- 農業・畜産業における経営支援事業の推進
- 共同集出荷施設等復旧事業の促進
- 林道復旧事業の推進
- 林道及び林内作業道の適正な維持管理の推進
- 水産業施設等の復旧事業の推進

3-2 商工業の再生

被災した店舗や工場等に対して、事業再開に向けた支援及び再開後の経営支援に努めます。

3-2-① 商工業の再生

- 中小企業等の復興事業の推進
- グループ補助金等の活用による施設復旧及び経営支援の促進
- 空き店舗の活用による商店街の再建及び活性化の促進

3-3 観光の再生

被災した観光・交流施設の早期復旧に取り組むとともに、観光・交流機能の強化を図り、ハード・ソフトの両面から観光振興施策に取り組めます。

3-3-① 観光の再生

- 乙亥の里復旧事業の推進
- 宇和米博物館復旧事業の推進
- クアテルメ宝泉坊復旧事業の推進
- 四国西予ジオパークにおけるジオサイトの復旧事業の推進（災害の継承）
- 来市されたボランティア等との交流の促進（交流人口の拡大）

4. インフラ環境、まちなみの整備

4-1 生活インフラの整備

生活道路である市道における被災箇所の早期復旧を図ることはもとより、国道、県道における被災箇所の早期復旧を促進し、災害時においても安心して通行することのできる主要道路や避難路の整備を推進します。

被災した水道等のライフラインの早期復旧に努めるとともに、耐震化などの防災性向上や応急供給・応急復旧体制の強化を図ります。

電気等のライフラインや電話等の通信手段が寸断されるなどの状況により、情報等の孤立が生じた地域があったことから、確実な情報伝達等の体制強化に努めます。

4-1-① 道路網の復旧・整備

- 国道・県道における被災箇所の早期復旧の促進
- 市道復旧事業の推進
- 災害に強い道路網の構築（避難路や主要道路の整備）
- 孤立対策としてのヘリコプター緊急時離着陸場の確保・整備の推進
- 消防車両等の円滑な進入が可能となる道路改良等の推進
- 災害時における水道水の応急給水体制の強化
- 災害時における既存の井戸を活用した生活用水の確保体制の構築
- 災害時における応急復旧体制の強化
- 電気、固定・携帯電話における耐災害性の促進
- ラジオの難聴地域解消に向けた取組の促進

4-1-② ライフラインの復旧・整備

- 水道・下水道施設復旧事業の推進
- 耐震性の向上等、災害に強い水道・下水道施設整備の強化

4-1-③ 公共交通網の復旧・整備

- 公共交通のあり方の検討
- 災害時における海岸部の孤立対策としての船舶利用のルール化の検討

4-2 まちなみの整備

より安心・安全なまちの実現を目指し、西予市都市計画マスタープラン等のまちづくり関連計画の見直し等を進めます。

野村地区においては、市民の意向等を踏まえながら、速やかな住まいの確保・再建と長期的なまちづくりの観点とのバランスをとりながら、まちづくりの方向性を検討していきます。

4-2-① まちなみの整備

- 西予市都市計画マスタープランや立地適正化計画等のまちづくり関連計画の見直し

4-2-② 野村地区の再整備

- 住宅移転跡地の活用についての検討
- 市街地整備事業の検討
- 住民と行政、大学等の協働でのワークショップの開催によるまちの将来像の検討

5. 子育てや教育環境の再建

5-1 教育施設等の再建

被災した学校施設、児童福祉施設、社会教育施設等については、安全性の確保を前提に、早期の復旧・再開等を推進します。なお、被災した施設のうち、老朽化が進んでいる施設や未耐震の施設については、施設の除却等も含めて検討を行います。

また、被災した子どもたちや、災害を目のあたりにした子どもたちなどへのこころのケア等に努めます。

5-1-① 学校、児童福祉施設等の復旧・整備

- せいよ東学校給食センター（整備中）の再整備の推進
- 明浜中学校の復旧事業の推進
- 野村保育所の解体
- 野村保育所（仮設）の運営
- 新野村保育所整備事業の推進
- 避難指示発令期間における明間保育園の代替施設での運営（平成30年度）
- 避難指示解除後における明間保育園再開の検討
- 明浜中学校校舎内学童保育室の復旧事業の推進

5-1-② 子どもたちへの支援

- り災証明の程度に応じた保育所、幼稚園保育料の減免
- 被災児童・生徒への就学支援
- 児童・生徒等のこころのケア

5-1-③ 社会教育施設等の復旧・整備

- 乙亥会館の社会体育施設としての機能の充実を含めた復旧事業の推進
- 大和田地区体育館の復旧事業の推進
- 野村体育館の解体
- 貝吹公民館（大和田センター）の移転・復旧事業の推進
- 明間公民館の代替施設での運営及び避難指示解除後の再開

5-2 防災教育の推進

今回の災害の経験を風化させないことが重要であり、学校教育、社会教育の両面において、今回の経験を踏まえた防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。

今回の災害の記録と記憶を後世に継承し、教訓とするとともに、過去に生じた災害も振り返ることで、まちの歴史や文化、成り立ち等を学ぶ機会の充実を図ります。

5-2-① 学校における防災教育の充実

- 学校における防災教育の充実
- 災害に強い人づくりの推進

5-2-② 社会教育における防災意識高揚と災害対応力の向上

- 社会教育における防災教育の推進
- 災害に強い人づくり・組織づくりの推進
- 防災士の育成
- 防災における男女共同参画の推進
- 女性の防災リーダーの育成

5-3 災害の記録と記憶の継承

今回の災害の経験を風化させることなく、災害の記録と記憶を継承していくための取組を進めます。復旧・復興の歩みを実感できるような機会を創出します。

5-3-① 災害の記録と記憶の伝承

- 災害の記録の作成
- 乙亥会館への災害に関する展示室の整備など災害の記録と記憶を伝える取組の推進

5-3-② ソフト事業の推進

- 復興ツーリズムの創出
- 復興まちづくりシンポジウム等の開催

第5章 地域別の復興方針

本市は、海拔0mから1,400mまでの標高差のなかで、貴重な地質や地形、景観、生態系、歴史や文化など、数多くの地域資源が存在しています。そのため、各地域では、地域の特徴を活かしたまちづくりや自然環境・伝統文化の保存伝承が進められるとともに、それらの多様な地域資源を結び付け、魅力を高めるジオパーク活動などに取組まれています。

一方、平成30年7月豪雨における被害状況を見ると、野村町野村地区における洪水被害、宇和町明間地区及び岩木地区における土砂災害など、それぞれの地域の地質や地形的特性等により、被害の様相も異なる状況が見受けられます。

そのため、各地域の特性等を踏まえた復興まちづくりの方向性について、5つの地域ごとに整理を行います。



明浜町地域の復興方針

【明浜町地域の被害の概要】

- ・153 件の建物被害をはじめ、国道 378 号や主要地方道宇和明浜線等における土砂災害により地域の孤立が発生。
- ・地域の基幹産業の一つである柑橘農業において、農道や樹園地等が被災し、地域産業に影響が発生。
- ・明浜中学校は、北側の園地の崩落により土砂及び泥水が校舎内へ流入し、子どもたちの教育環境にも大きな影響が発生。



土砂の流出 (俵津：脇川)



明浜中学校

1. 安心で安全なまちの再建

- 脇川や東谷川で生じた土砂災害、下ノ谷（明浜中学校裏）等の急傾斜地崩壊等の対策事業の促進を図ります。
- 市民生活に身近な水路や河川等の被災箇所については、それぞれの被災状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。
- 今回の洪水・土砂災害の経験も踏まえつつ、南海トラフ地震の津波対策（津波避難場所や避難経路の見直し等）について検討を進めます。

【主要事業】

- 砂防激甚災害復旧対策特別緊急事業（砂）脇川（俵津）
- 砂防激甚災害復旧対策特別緊急事業（砂）東谷川（渡江）
- 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（急）下ノ谷地区（俵津）
- 市管轄事業（河川：1箇所）

2. 日常の暮らしの再建

- 被災者の日常を早期に取り戻すため、市民の意向等を踏まえつつ、きめ細やかな支援施策に取組みます。

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

- 被災した柑橘農業において、農道や樹園地等（灌がい施設やモノレールを含む）の早期復旧に取組みます。
- 農地や農業用施設等における小規模な災害については、それぞれの被災状況や営農状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。

【主要事業】

- 農地復旧事業（10箇所）
- 農業用施設復旧事業（56箇所）
- 林道復旧事業（3箇所）

4. インフラ環境、まちなみの整備

- 国道 378 号や主要地方道宇和明浜線等の被災した道路の復旧事業の促進を図ります。
- 災害に強い道路網の構築に向け、明浜町地域と三瓶町地域を結ぶ国道 378 号におけるトンネル整備（田之浜バイパス）等の要望に関する取組を進めます。
- 災害時において、孤立した市民の移動手段の確保に向け、船舶での輸送体制等についてのルール化に取組みます。

【主要事業】

- 道路災害復旧事業（主）宇和明浜線（俵津）
- 道路災害復旧事業（一）俵津三瓶線（俵津）
- 【完了】道路災害復旧事業（国）378号（宮野浦）
- 市道復旧事業（4箇所）

5. 子育てや教育環境の再建

- 北側の園地が崩落した明浜中学校は、土砂撤去等の対応を行っており、急傾斜地対策工事の完了まで現状維持を図ります。
- 今回の災害の経験を風化させないよう、学校教育、社会教育の両面において、今回の経験を踏まえた防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。

【主要事業】

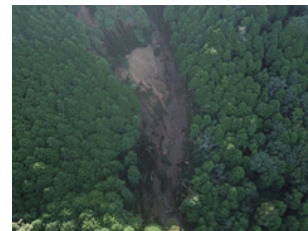
- 明浜中学校（学童保育室を含む）の復旧



- ・147 件の建物被害をはじめ、宇和町下川の宇和上水道下川浄水場が被災（平成 30 年 8 月 10 日仮復旧済み）するなど、市民生活に大きな影響が発生。
- ・明間地区及び岩木地区にて大規模な土砂災害が発生し、未だ、避難指示を継続している状況。



宇和上水道下川配水池付近



土砂崩壊（岩木地区）

1. 安心で安全なまちの再建

- 被災した河川や急傾斜地等の対策事業の促進を図ります。
- 河川改修における樋門設置の要望等を踏まえ、安全確保に向けた対策を検討していきます。
- 明間地区及び岩木地区の避難指示発令区域における安心で安全なまちづくりに向け、災害関連緊急治山事業や被災した道路の復旧等の計画的な推進に努めます。
- 市民生活に身近な水路や河川等の被災箇所については、それぞれの被災状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。

【主要事業】

- 災害関連緊急治山事業（岡山地区）
- 災害関連緊急治山事業（四道地区）
- 災害関連緊急治山事業（岩木地区）
- 市管轄事業（河川：8箇所、がけ崩れ：8箇所）

2. 日常の暮らしの再建

- 被災者の日常を早期に取り戻すため、市民の意向等を踏まえつつ、きめ細やかな支援施策に取り組みます。
- 明間地区及び岩木地区に整備した応急仮設住宅の適切な維持管理や避難者の生活支援に努めるとともに、安心・安全に暮らせる住環境の確保に向けた支援に取り組みます。

【主要事業】

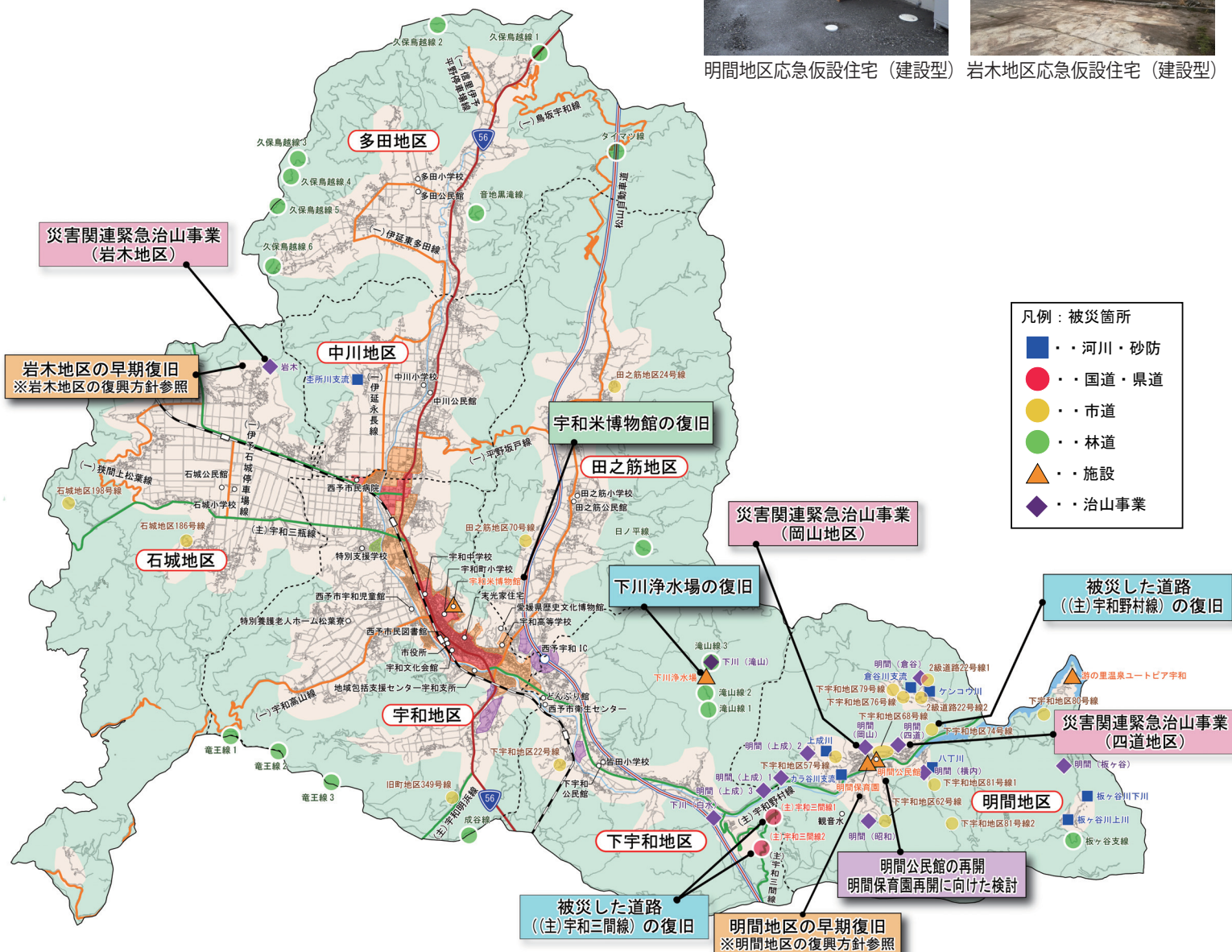
- 避難指示の早期解除（明間地区、岩木地区）
- 建設型応急仮設住宅の適切な維持管理



明間地区応急仮設住宅（建設型）



岩木地区応急仮設住宅（建設型）



の復興方針

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

- 被災した農地・農業用施設等については、個々の農業者等との調整を図りながら早期の復旧に努めます。
- 農地や農業用施設等における小規模な災害については、それぞれの被災状況や営農状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。
- 本市を代表する観光・交流拠点である「宇和米博物館」や「游の里温泉ユートピア宇和」の早期復旧に取り組みます。

【主要事業】

- 農地復旧事業（23 箇所）
- 農業用施設復旧事業（25 箇所）
- 林道復旧事業（16 箇所）
- 宇和米博物館の復旧
- 游の里温泉ユートピア宇和の復旧



冠水した農地（永長）



（主）宇和野村線及び市道（明間）

明間地区及び岩木地区の復興方針

■ 明間地区の復興方針

- 明間地区の早期復興に向け、関係機関との連携のもと災害関連緊急治山事業等の推進を図ります。
- 避難指示の発令による避難者等に対して、ニーズの把握等を行い、きめ細やかな支援に努めます。
- 明間地区体育館で暫定運営している明間公民館について、地域コミュニティ活動等の拠点としての、円滑な運営に努めます。
- 明間保育園は、避難指示発令に伴い 2019 年度において休園し、事業者や地域、保護者の意向も踏まえ、避難指示解除後の翌年度（2020 年度）の再開に向けた検討を進めます。

明間地区の避難指示の概要

対象地域	宇和町明間地区（岡山・中組・四道）の一部
対象世帯数・人数	71 世帯・158 人
避難指示発令日時	平成 30 年 7 月 10 日午後 9 時 15 分

■ 岩木地区の復興方針

- 岩木地区の早期復興に向け、関係機関との連携のもと災害関連緊急治山事業等の推進を図ります。
- 避難指示の発令による避難者等に対して、ニーズの把握等を行い、きめ細やかな支援に努めます。
- 河川台帳と実際の河川状況とが一致しない現状があるため、その解消を図ります。

岩木地区の避難指示の概要

対象地域	宇和町岩木地区の一部
対象世帯数・人数	31 世帯・78 人
避難指示発令日時	平成 30 年 7 月 8 日午後 10 時 05 分

4. インフラ環境、まちなみの整備

- 主要地方道宇和三間線等の被災した道路の復旧事業の促進を図ります。
- 被災した宇和上水道下川浄水場の早期本格復旧に取り組みます。

【主要事業】

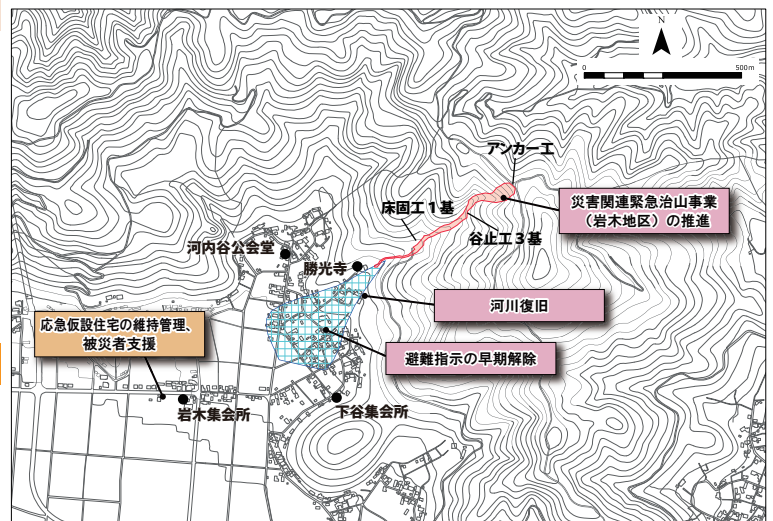
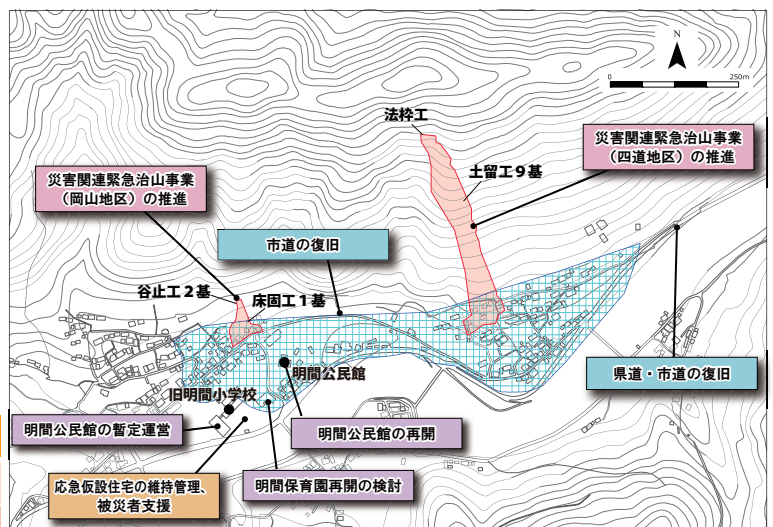
- 道路災害復旧事業（主）宇和野村線（明間）
- 道路災害復旧事業（主）宇和三間線（下川）
- 宇和上水道下川浄水場の復旧
- 市道復旧事業（15箇所）

5. 子育てや教育環境の再建

- 明間保育園は、避難指示発令に伴い 2019 年度においては休園し、事業者や地域、保護者の意向も踏まえ、避難指示解除後の翌年度（2020 年度）の再開に向けた検討を進めます。
- 避難指示発令区域に位置する明間公民館は、避難指示解除までの間、代替施設（明間地区体育館）での暫定運営に努めます。
- 今回の災害の経験を風化させないよう、学校教育、社会教育の両面において、今回の経験を踏まえた防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。

【主要事業】

- 明間公民館の暫定運営
- 明間保育園の運営再開に関する協議



- ・市全体のり災証明交付件数の67%を占める919件の建物被害をはじめ、野村町野村地域全体で大規模な災害が発生。
- ・甚大な浸水被害のあった三島町等においては、被災された多くの方が応急仮設住宅等での暮らしを余儀なくされている状況。
- ・商店街や野村保育所、乙亥会館、野村体育館等の公共施設等も浸水被害を受け、市民生活や産業活動等に大きな影響が発生。



乙亥會館



野村保育所

- 二度と同じような被害に至らないように、関係機関と連携を図りながら、野村ダムにおける放流操作の見直し（操作規則の見直し）や洪水調節機能の向上、肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修等の促進を図ります。
- 被災した河川や急傾斜地等の対策事業の促進を図ります。
- 市民生活に身近な水路や河川等の被災箇所については、それぞれの被災状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。

- 野村ダムにおける操作規則の見直しや洪水調節機能の向上
- 肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修
- 治山事業 9 事業
- 市民参画によるタイムライン（防災行動計画）の策定
- 市管轄事業（河川：8 箇所、がけ崩れ：6 箇所）

- 被災者の日常を早期に取り戻すため、市民の意向等を踏まえつつ、きめ細やかな支援施策に取組みます。
- 野村地区に整備した応急仮設住宅の適切な維持管理や避難者の生活支援に努めるとともに、安心・安全に暮らせる住環境の確保に向けた支援に取組みます。
- 住宅再建意向調査を通じて市民の意向等の把握を行いながら、まちづくりの視点との整合性も図りつつ、計画的に住まいの確保に取組みます。
- 河西地区及び栗木地区の避難指示発令区域内の被災された方々へのきめ細やかな支援施策に取組みます。

- 計画的な住まいの確保
- 建設型応急仮設住宅の適切な維持管理
- 避難指示の早期解除（河西地区、栗木地区）

- 主要地方道宇和野村線等の被災した道路の復旧事業の促進を図ります。
- 被災した野村上水道野村浄水場は、給水区域内の今後の動向を勘案した上で、更新に向けて取組みます。
- 野村地区のまちなみの再整備に向け、住民と行政、大学等の協働によるワークショップの機会を設け、将来のまちづくりのあり方等を検討していきます。

- 道路災害復旧事業（主）宇和野村線（栗木）
- 野村地区のまちづくりワークショップの開催
- 市道復旧事業（42箇所）



肱川（宇和川）の氾濫



農業用ハウス被害（三島町）



凡例：被災箇所

- 河川・砂防
- 国道・県道
- 市道
- 林道
- ▲ 施設
- ◆ 治山事業

の復興方針

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

- 被災した農地・農業用施設等については、個々の農業者等との調整を図りながら早期の復旧に努めます。
- 農地や農業用施設等における小規模な災害については、それぞれの被災状況や営農状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。
- 大規模な浸水被害を受けた商店街等の復興に向け、被災した事業者の再建意向等を踏まえ、事業再開に向けた支援及び事業再開後の経営支援に努めます。
- 本市を代表する観光・交流拠点である「乙亥の里・乙亥会館」等の早期復旧に取組みます。

【主要事業】

- 農地復旧事業（72 箇所）
- 農業用施設復旧事業（47 箇所）
- 林道復旧事業（21 箇所）
- 乙亥の里・乙亥会館の復旧
- 中小企業等の施設復旧、経営支援

5. 子育てや教育環境の再建

- 被災した野村保育所は、仮設保育所（野村運動公園内）での適切な運営を行うとともに、新たな保育所の適地での建設整備を進めます。
- 整備中に被災したせいよ東学校給食センターは、建設地の見直し等を行い、適地での建設整備を進めます。
- 被災した乙亥会館は、社会体育施設としての機能充実を図るとともに、復興のシンボルとなる拠点施設として位置づけ、災害の記録と記憶の伝承のための展示室等の整備を進めます。
- 被災した施設のうち、老朽化が進んでいる施設や未耐震の施設については、他の施設での代替機能の確保等により、施設の除却等も含めて検討を行います。
- 今回の災害の経験を風化させないよう、学校教育、社会教育の両面において、今回の経験を踏まえた防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。
- 平成 30 年 12 月に野村小学校の 6 年生が実施した「まるごとまちごとハザードマップ」等の取組のさらなる推進を図り、防災意識の高揚等につなげていきます。

【主要事業】

- 仮設野村保育所の運営、新野村保育所の整備
- 公共施設（旧野村児童館、野村老人憩いの家、野村高齢者工芸館、野村体育館 旧トレーニングセンター）の除却を含めた対応方針の検討
- 乙亥の里・乙亥会館の復旧
- 貝吹公民館（大和田センター）の復旧
- 大和田地区体育館の復旧
- せいよ東学校給食センターの再整備

野村地区の復興方針

（1）生活の基盤となる安心・安全なまちづくり

- ・すべての災害を防ぐことは困難との認識のもと、豪雨対策について、2つのレベルを想定して対策を講じます。

レベル1

- 平成 30 年 7 月豪雨と同程度の豪雨に対しては、ハード整備に取り組むことによって洪水被害を発生させない。**
- ➡ 国による野村ダムの操作規則の見直しや洪水貯留量準備操作、愛媛県による宇和川の河道掘削・河川改修等の取組を強く促し、地域の安全性を高めます。

レベル2

- 平成 30 年 7 月豪雨を超える豪雨に対しては、住民の避難対策をはじめとする生命を守ることを最優先としたソフト事業を軸に対策を行う。**
- ➡ これまで以上の豪雨が発生する可能性があることを市民一人ひとりが認識し、異常気象等が発生した場合には、速やかな避難行動をとるといった体制づくりに努めます。
 - ➡ 緊急時における野村ダム管理所や愛媛県との情報伝達・共有に関する連携強化を図るとともに、住民一人ひとりに情報が伝達できる体制づくりに努めます。
 - ➡ ハザードマップの改定をはじめ、市民参画によるタイムライン（防災行動計画）の作成、災害危険区域にかかる検討等に取組みます。

（2）安心・安全に暮らせる住まいの早期確保

- ・三島町等において、洪水により住宅が被災した人にとっては、早期の住宅再建が復興の第一歩となります。安心・安全に暮らせる住まいを速やかに確保することができるよう、一人ひとりのニーズを踏まえ、住宅再建に向けた多様な支援に取組みます。
- ・新たな住宅地や災害公営住宅の整備にあたっては、生活利便性への配慮や将来のまちづくりのあり方等との整合性を図りながら進めていきます。
- ・住宅再建に伴い生じる移転元地等については、地権者の意向を前提に、まちづくりの視点との整合性を図りつつ、地域の活性化等にも寄与する活用策を検討します。
- ・住まいの確保に向けた検討及び進捗状況については、適切な時期に適切な情報を関係者に発信します。

（3）市民、行政、学識者等との協働（総働）による未来へ飛躍する復興の実現

- ・住まいの再建をはじめ、商店街の再興や公共施設の配置等を含め、地域の発展につながる復興まちづくりのあり方について、住民と行政、大学等が共にアイデアを出し合う場（ワークショップ）を設け、多様な主体の参画のもと、野村地区の将来像を描いていきます。

（4）人と人のつながりを活かし復興の輪を広げる

- ・今回の災害の復旧・復興において、多くのボランティアにご協力いただいています。また、全国の皆様から多くの義援金やふるさと納税等により、市へのご支援をいただいています。このような関わりを持っていただいている皆様は、これからの野村町の将来を気にかけていると思われることから、これらのつながりを継続させ、多様な連携・交流等につなげていく取組を検討していきます。

城川町地域の復興方針

【城川町地域の被害の概要】

- ・123 件の建物被害をはじめ、数多くの河川や道路等が被災し、市民生活に大きな影響が発生。
- ・多くの来訪者がある「クアテルメ宝泉坊」の機械設備が水没し、平成 31 年 4 月（予定）まで営業できない状態が発生。



黒瀬川の氾濫（杉之瀬付近）



市道被害（窪野地区）

1. 安心で安全なまちの再建

- 被災した河川や急傾斜地等の対策事業の促進を図ります。
- 市民生活に身近な水路や河川等の被災箇所については、それぞれの被災状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。

【主要事業】

- 治山事業 5 事業
- 河川・砂防設備災害復旧事業（河川：83 箇所、砂防：3 箇所）
- 市管轄事業（河川：7 箇所、がけ崩れ：3 箇所）

2. 日常の暮らしの再建

- 被災者の日常を早期に取り戻すため、市民の意向等を踏まえつつ、きめ細やかな支援施策に取組みます。

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

- 被災した農地・農業用施設等については、個々の農業者等との調整を図りながら早期の復旧に努めます。
- 農地や農業用施設等における小規模な災害については、それぞれの被災状況や営農状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。
- 本市を代表する観光・交流拠点である「クアテルメ宝泉坊」の早期復旧に取組みます。

【主要事業】

- 農地復旧事業（26 箇所）
- 農業用施設復旧事業（20 箇所）
- 林地復旧事業（14 箇所）
- クアテルメ宝泉坊の修繕工事

4. インフラ環境、まちなみの整備

- 国道 441 号や主要地方道城川橋原線等の被災した道路の復旧事業の促進を図ります。
- 道路の寸断等による地域の孤立が懸念されることから、災害に強い道路整備や生活インフラ施設の強化、情報通信網の充実等に努めます。
- ラジオ難聴地域の実態調査を進め、その対策について要望するとともに、ラジオの代替情報源となる携帯電話基地局における停電対策の促進を関係機関へ要望します。

【主要事業】

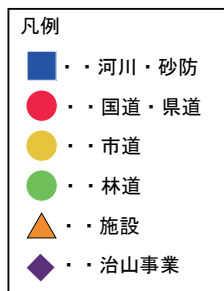
- 道路災害復旧事業（(国)441号：3 箇所、(主)城川橋原線：3 箇所、(一)大茅辰ノ口線：3 箇所、(一)土居魚成線：3 箇所、(一)日向谷高野子線：1 箇所）
- 市道復旧事業（27箇所）

5. 子育てや教育環境の再建

- 今回の災害の経験を風化させないよう、学校教育、社会教育の両面において、今回の経験を踏まえた防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。



農地被害（下相）



三瓶町地域の復興方針

【三瓶町地域の被害の概要】

- ・25 件の建物被害をはじめ、数多くの河川や道路等が被災し、一時的に地域が孤立するなど、市民生活に大きな影響が発生。
- ・地域の基幹産業の一つである柑橘農業において、農道や樹園地等が被災し、地域産業に影響が発生。



国道 378 号被害 (有網代)



三島川護岸被害（蔵貫浦）

1. 安心して安全なまちの再建

- 被災した河川（三島川、朝立川等）の整備促進を図ります。
- 市民生活に身近な水路や河川等の被災箇所については、それぞれの被災状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。
- 今回の洪水・土砂災害の経験も踏まえつつ、南海トラフ地震の津波対策（津波避難場所や避難経路の見直し等）について検討を進めます。

【主要事業】

- 河川・砂防設備災害復旧事業（河川：10箇所、砂防：5箇所）
- 河川災害復旧事業（二）三島川護岸（蔵貫浦）

2. 日常の暮らしの再建

- 被災者の日常を早期に取り戻すため、市民の意向等を踏まえつつ、きめ細やかな支援施策に取り組めます。

4. インフラ環境、まちなみの整備

- 国道 378 号等の被災した道路の復旧事業の促進を図ります。
- 災害に強い道路網の構築に向け、明浜町地域と三瓶町地域を結ぶ国道 378 号におけるトンネル整備（蔵貫バイパス）等の要望に関する取組を進めます。
- 安全な市街地の形成に向け雨水公共下水道事業を推進します。
- 災害時において、孤立した市民の移動手段の確保に向け、船舶での輸送体制等についてのルール化に取組みます。

【主要事業】

- 道路災害復旧事業（(国)378号（有網代、皆江、下泊））
- 雨水公共下水道事業
- 市道復旧事業（3箇所）

5. 子育てや教育環境の再建

- 今回の災害の経験を風化させないよう、学校教育、社会教育の両面において、今回の経験を踏まえた防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。



三島川の洪水状況（蔵貫）

3. 産業・経済における生業（なりわい）の再建

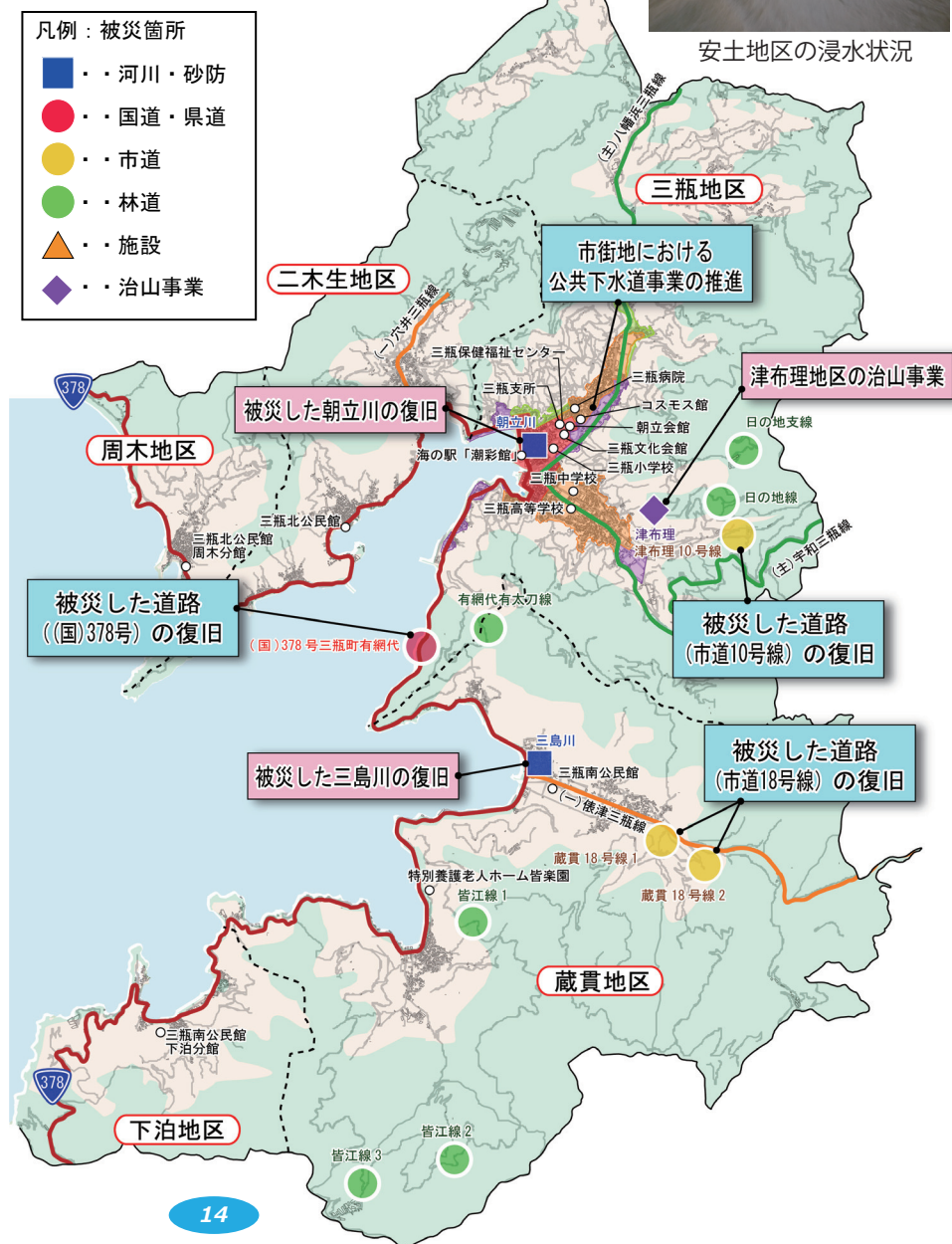
- 被災した柑橘農業において、農道や樹園地等（灌がい施設やモノレールを含む）の早期復旧に取組みます。
- 農地や農業用施設等における小規模な災害については、それぞれの被災状況や営農状況等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。

【主要事業】

- 農地復旧事業（1箇所）
- 農業用施設復旧事業（12箇所）
- 林道復旧事業（6箇所）



安土地区の浸水状況



第6章 計画の推進、進捗管理

計画の推進

(1) 協働（総働）による計画推進

復興まちづくりを進めるにあたっては、“オール西予”で取り組むことが重要です。

- 市民一人ひとりが復興の担い手であることを認識し、“被災前のまちや生活を早期に取り戻し、更なる飛躍につなげていく”意識を持つ。
- 市民が主役であるとの認識のもと、事業者や各種団体、大学、議会、行政等の多様な主体が協働（総働）し、適切な役割分担を図るとともに、お互いを尊重し合う。
- 「せいよ地域づくり交付金事業」を活用し、それぞれの地域で市民が主体となった復興まちづくりを支援する。

(2) 庁内体制

市長を本部長とする西予市復興対策本部を中心とした推進体制のもと、計画の推進と情報の共有化を図ります。

(3) 多様な制度の活用による事業実施

社会基盤整備や産業・生活再建の支援等においては、国や愛媛県等と連携のもと、復興事業に係る財源の確保等に努め、より効果的、効率的な事業の実施に努めます。

国や愛媛県の補助事業等の対象とならない身近な河川や道路等の被災箇所に関する復旧については、地域住民の意向等も踏まえつつ、適切に対応していきます。

進捗管理

(1) 西予市復興対策本部による定期的な事業の見直し

計画の進捗管理にあたっては、庁内組織である西予市復興対策本部を中心に、市民意向や経済社会情勢の変化を踏まえながら、常に事業の優先度等を見直していくこととします。

(2) 進捗状況の公表

災害復旧事業等の進捗状況や工程計画等について、広く市民に情報発信を行うとともに、必要に応じて説明会の開催等に取り組めます。

また、短期計画期間の2021年度末においては、本計画を評価・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

■西予市復興まちづくり計画の目標（キャッチフレーズ）について

復興の目標の検討にあたっては、市内の小・中学校の協力を得て、小学生（5・6年生）と中学生から募集を行い、580人の児童・生徒から626件のキャッチフレーズの提案がありました。

多くの提案の中から、西予市復興対策本部会議や西予市復興まちづくり計画策定委員会で慎重に審議し「**宇和中学校3年生 石本 海風さん**」の『**復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ**』に決定しました。

提案されたキャッチフレーズに含まれているキーワードをみると、「がんばろう、がんばる、ファイト」や「みんな、全員」、「笑顔、愛顔、スマイル」、「未来」といった言葉が多く含まれており、西予市の復興まちづくりの推進を力強く後押しする提案が行われていました。

提案していただいたみなさん、本当にありがとうございました。

番号	キーワード	キーワードが含まれた提案数
1	がんばろう、がんばる、ファイト	119
2	みんな、全員	107
3	笑顔、愛顔、スマイル	105
4	未来	85
5	復興	73
6	取り戻す、甦る、治す、立ち直る、元に戻す	64
7	勝て、負けない、負けるな、あきらめない	60
8	歩む、一歩、ひとつずつ	43
9	共に、手を取る、協力、一つになる	39
10	力	32



西予市復興まちづくり計画（概要版）

平成31年3月

【お問い合わせ先】西予市 復興支援課

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434 番地1

電話番号：0894-62-1111 ファックス：0894-62-1968